

平成二十五年二月六日

青森県教育委員会第七百六十九回定例会

期 日 平成二十五年二月六日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

二 その他

新青森県総合運動公園陸上競技場設計提案競技審査結果について 1
職員の懲戒処分の状況 2

三 閉 会

〔その他〕

新青森県総合運動公園陸上競技場設計提案競技審査結果について

スポーツ健康課

新青森県総合運動公園陸上競技場の整備に向けた設計者を選定するため、新青森県総合運動公園陸上競技場設計提案競技の公示を行ったところ、7者から参加表明書等の提出がありました。

小野田泰明東北大学大学院教授を委員長とする審査委員会による第一次審査において、このうち5者を第二次審査資料となる設計提案書提出要請者として選定し、これら5者から提出された設計提案書及びヒアリングの内容について第二次審査を行った結果、下記のとおり最優秀者及び優秀者が特定されました。

記

最優秀者：株式会社 伊東豊雄建築設計事務所

※ 平成25年度に実施を予定する陸上競技場設計業務に係る随意契約見積徴取の相手方とする。

優秀者：株式会社 日本設計

※ 最優秀者に事故等があり見積徴取が不可能となった場合は、優秀者を当該見積徴取の相手方とする。

※審査評については、後日、青森県ホームページで公開。

[その他]

職員の懲戒処分の状況

平成25年2月（1月1日～1月31日分）

青森県教育委員会

- 事案1
- ①被処分者 西北地域五所川原市の中学校 教諭（35歳 男性）
 - ②事件の概要等 占有離脱物横領
 - ・平成24年7月29日（日）午前8時15分頃、五所川原市内のコンビニエンスストアにおいて、トイレの棚に置いてあった財布を持ち去ったもの。
 - ・同日14時30分頃、同市内のパチンコ店でパチンコをしていたところ警察官から職務質問を受け、財布を持ち去った事実を認め、持ち主に謝罪、その後、五所川原警察署に移動し、事情聴取を受けた。
 - ・平成24年10月31日（水）不起訴処分となった。
 - ③処分内容 停職3月
 - ④処分年月日 平成25年1月7日
- 事案2
- ①被処分者 中南地域の高等学校 教諭（50歳 女性）
 - ②事件の概要等 人身事故（治療期間が15日未満）
 - ・平成24年11月8日（木）午前7時50分頃
 - ・弘前市内の市道
 - ・自動車で行き、交差点において左折しようとしたところ、左後方から横断歩道を渡ってきた自転車に気付かず接触したもの。
 - ・事故の相手方（男性1名 5日間の加療）
 - ③処分内容 戒告
 - ④処分年月日 平成25年1月11日
 - ⑤その他 平成23年7月17日に速度超過を起こしていることから量定を加重。
- 事案3
- ①被処分者 東青地域市部以外の小学校 教諭（39歳 男性）
 - ②事件の概要等 体罰
 - ・平成24年9月25日（火）、授業中、教室において、他の児童を叩いて、悪口を言った学級の児童1名に指導しているうち、感情が高ぶり、こめかみから頬の部分に計9回叩く等の行為をしたもの。
 - ・口角右上部及び右頬の内出血、鼻血、首の内出血及び裂傷
 - ③処分内容 戒告
 - ④処分年月日 平成25年1月31日